年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成３１年１月２５日答申分

○答申の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　　　　０件

（２）年金記録の訂正を不要としたもの　　　　　　　　２件

厚生年金保険関係　　　　　　　２件

厚生局受付番号　：　九州（受）第1800164号
厚生局事案番号　：　九州（厚）第1800051号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和48年生
住　　　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成22年11月１日から同年11月16日まで

平成22年11月２日から同年11月15日までの期間について「出勤していないから」との理由で、当初の同年11月15日退職を同年10月31日退職に変更されても相当だと判断しているが、同年９月21日頃から「出勤していない」ので、加入資格が維持されているのは矛盾がある。したがって喪失日は同年10月１日ではないか。出勤実態を理由に結論づけるのなら、年金記録を訂正されたい。

私が、Ａ社に提出した退職願には、平成22年11月15日をもって退職したい旨を記載しており、雇用保険の離職日も同日とされているので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第３　判断の理由

前回、請求者は、平成27年３月１日付けで、請求期間に係る訂正請求を行っているところ、①Ａ社が発行した退職証明書の写しにより、請求者の同社における退職日は平成22年11月15日であることが確認できるものの、請求者に係るタイムカード及び賃金台帳の写しによると請求者は請求期間において、同社に労務の提供をしておらず、当該期間に係る給与の支払いを受けていないことが確認できること、②請求者は、退職日が平成22年11月15日であることから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同月16日である旨を主張しているが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、労働者と使用者との雇用契約が法律上終了した日を指すものでないことから、退職日をもって厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同月16日とするものではないことなどを理由に、既に平成28年３月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「平成22年９月下旬以降、無断欠勤が続き自然退社したと、Ａ社の弁明書に記載されているが、お金のやりとりが発生しており、供述内容が矛盾している事の裏付け。」であるとして、平成21年３月から平成23年２月までの期間に係る預金通帳の写しを提出して、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、前述の通帳の写しに記載されている給与振込額は、請求者の平成21年10月分から平成22年９月分までの期間に係る給与明細書及びＡ社の賃金台帳に記載された給与の振込支給額と一致するものの、当該通帳からは、請求期間に係る給与が同社から請求者に振り込まれた記録はない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　九州（受）第1800343号
厚生局事案番号　：　九州（脱）第1800005号

第１　結論

昭和38年５月１日から昭和43年１月16日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生
住　　　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　昭和38年５月１日から昭和43年１月16日まで

昭和45年10月26日から昭和46年５月16日までＡ社で勤務しており、退職する際に、一緒に勤務していた妹から年金の解約ができることを聞き、数千円もらった記憶はあるが、請求期間については、手続したこともサインをした覚えもない。

同じＢ社に２度勤めているのに、１度目の勤務期間の分だけ厚生年金を脱退するのはおかしいし、するのなら２度目の勤務期間の分も脱退するはずである。その時点では、まだ解約できることは知らなかった。もし、自分の意思で脱退するならＣ社の期間もまとめてもらうはずである。

支給日は昭和47年＊月＊日とされているが、同年＊月＊日に第一子を出産しており、身重の体で手続はしていない。受取方法がどうだったかを知りたい。

また、その日が支給日なら国民年金を納付し続けているにもかかわらず、脱退手続をするのは矛盾しているので、請求期間の年金記録を厚生年金保険被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者はＡ社に係る脱退手当金のみ請求し、請求期間に係る脱退手当金は請求していないと主張しているが、同社における厚生年金保険被保険者期間は７か月であり、当該被保険者期間のみでは当時の女子特例脱退手当金の受給要件である被保険者期間２年以上を満たすことはできないため、請求者は請求期間（56月）も併せて脱退手当金を請求したものと考えられる上、同社に事務担当者として勤務していたとする請求者の妹は、詳細は覚えていないが、請求者の脱退手当金の請求を行ったとしている。

また、請求者のＡ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、日本年金機構は、請求者の脱退手当金支給に係る資料の保管状況について、当時の資料は保管されていない旨回答していることから、請求者が主張する脱退手当金の受取方法を確認することはできない。